

第七六回

参第五号

銀行法の一部を改正する法律（案）

銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「祝日」の下に、「、土曜日」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内で政令で定める日から施行する。

理 由

週休二日制の実施の促進を図るため、銀行の休日に土曜日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。